

神埼市立小中学校学習者用端末等貸与の手続きについて

○貸与の目的

児童生徒が、タブレット端末等（1人1台のタブレット端末やモバイル Wi-Fi ルーター等のこと）を、学習活動で使用するために貸し出します。

○貸与の手続き

児童生徒は、在籍する学校を通じて、タブレット端末等を借り受けることができます。

○貸与対象者及び貸与物品

- ・ 貸与を受けられる対象者は、児童生徒です。
- ・ 貸与する物品は、タブレット端末やモバイル Wi-Fi ルーター等の通信機器です。ただし、ルーターの貸与には条件があります。

【モバイル Wi-Fi ルーター貸与対象条件】

- ① 生活保護教育扶助世帯・就学援助世帯の児童生徒
- ② ①のほか、校長が必要と認める環境が整備されていない世帯の児童生徒

○申請方法

- ・ 児童生徒の保護者は、『学習者用端末等貸与依頼書（様式第1号）』を在籍している学校に提出してください。
- ・ 保護者は、児童生徒が、神埼市立の小中学校に転校や進学する場合は、あらためて依頼書（様式第1号）を提出してください。

○貸与期間及び貸与料

- ・ タブレット端末の貸与期間は、児童生徒が神埼市立の小中学校に在籍する期間です。
- ・ ルーターの貸与期間は、神埼市立の小中学校に在籍し、家庭のインターネット環境が整備されるまでの期間です。
- ・ 貸与物品の貸与料は無料です。
- ・ ルーターの通信契約が発生する場合は各家庭で行ってください。なお、通信料や充電経費等は自己負担となります。

○返却

- ・ 児童生徒は、在学する学校から転校される場合は、タブレット端末等を学校に返却してください。
- ・ ルーターを借りている児童生徒は、家庭のインターネット環境を整備したときは、ルーターを学校に返却してください。

○破損または紛失等

保護者は、タブレット端末等を破損または紛失等したときは、学校へ連絡し破損・紛失等届（様式第3号）を校長に提出してください。

○損害賠償

- ・ 児童生徒が、貸与されたタブレット端末等を故意に壊したり、なくしたりしたときは、保護者に修繕費や新規購入費等を請求することがあります。

（問合せ先）

神埼市教育員会事務局 学校教育総務課

電 話：0952-37-3591

メール：gakkou-soumu@city.kanzaki.lg.jp